

大分県産業科学技術センターにおける競争的研究費を用いた研究の実施規程

(目的)

第1条 この規程は、大分県産業科学技術センター（以下、「センター」という。）で実施する国の各省庁や国の各省庁が所管する独立行政法人、公益法人が実施する競争的資金制度における競争的研究費のうちセンター長が定めるもの（以下「競争的研究費」という。）を用いて行う研究について、その取扱いの方針を定め、実施する競争的研究費に関わる職員（以下「職員」という。）の不正使用や不正行為（以下「不正」という。）を未然に防止するために必要な体制を整備し管理の適正化を図ることを目的とする。

(組織の責任体系)

第2条 組織全体を統括し、競争的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として「最高管理責任者」を置く。

<役割>

- (1) 不正防止対策の基本方針を策定・周知する。
- (2) 基本方針を実施するための必要な措置を講じる。
- (3) 不正防止に向けた取り組みを促すなど啓発活動を定期的に行い、職員の意識の向上と浸透を図る。

2 最高管理責任者を補佐し、競争的研究費の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として「統括管理責任者」を置く。

<役割>

- (1) 不正防止対策の組織横断的な体制を統括する。
- (2) センター全体の具体的な対策を策定・実施する。
- (3) 実施状況を確認し最高管理責任者に報告する。

3 競争的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として「コンプライアンス推進責任者」を置く。

<役割>

- (1) 統括管理責任者の指示の下、以下のことを行う。
- (2) 対策を実施し、実施状況を確認する。
- (3) 実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (4) 競争的研究費の運営・管理に関わる全ての職員に対しコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (5) 定期的に啓発活動を実施する。
- (6) 職員が適切に競争的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

4 センター内における競争的研究費に関する業務運営を監査し、最高管理責任者に直接意見を述べる立場の者として「監事相当職」を置く。

<役割>

- (1) 不正防止に関する内部統制の整備・運用状況についてセンター全体の観点から確認し、意見を述べる。
- (2) 特に統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

5 最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び監事相当職については、別表のとおりとする。

(組織、研究を行う職)

第3条 研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、研究活動に実際に従事する者(以下、「研究者」という。)は、以下のとおりとする。

電子・情報担当、電磁力担当、機械・デザイン担当、金属担当、工業化学担当、食品産業担当
(専門研究員、上席主幹研究員、主幹研究員、主任研究員、研究員)

(研究計画の策定)

第4条 研究者は、競争的研究費による研究についてセンターの設置目的及び他の業務に支障を及ぼさない範囲内において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

2 当該研究計画を立案し実施しようとする研究者は、あらかじめ国の各省庁や国の各省庁が所管する独立行政法人が定める様式に従った研究計画調書を作成し、最高管理責任者に事前説明するものとする。

(研究の実施)

第5条 研究者は、競争的研究費による研究を行う場合は、センターの活動として実施するものとする。

(研究成果の取扱い)

第6条 研究者は、競争的研究費により行った前条の研究については、他の規程に係わらず、当該研究の成果について自らの判断で公表することができるものとする。また、公表に当たっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

(研究報告の義務)

第7条 競争的研究費による研究を行う研究者は、競争的研究費に係る規程及び交付の際に附される諸条件に従い報告書を作成し、当該報告書等の写しを最高管理責任者に提出するものとする。

(適正な運営・管理の基礎となる環境の整備)

第8条 次の各号に示すコンプライアンス教育・啓発活動を実施し職員の意識の向上と浸透を図る。

コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費に関わる全ての職員を対象としたコンプライアンス教育を実施し、不正を行わない旨の誓約書（様式第1号）を提出させる。誓約書の提出が無い場合は、競争的研究費の管理・運営に関わることを認めない。

- 2 最高管理責任者は、競争的研究費に関わる不正防止の総合的な推進を図るため、具体的な不正防止計画を別途策定することとする。
- 3 最高管理責任者は、必要に応じ不正防止計画を見直すものとする。
- 4 最高管理責任者は、企画連携担当に不正防止計画推進部署を置き、自ら率先して不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。

（研究費の適正な運営・管理活動）

第9条 競争的研究費に係る契約、旅費支給、物品の購入などの経理事務は管理担当が所掌する。

- 2 予算の執行にあたっては、大分県会計規則に基づくとともに、関係法令ならびに競争的研究費を配分する機関が定める各種の規則などを遵守しなければならない。
- 3 管理担当は、研究者の旅行行程伺いに基づいて旅費を計算する。用務終了後に、復命書、領収書及び航空券半券等により事実確認を行う。
- 4 管理担当は、研究者からの依頼に基づいて客員研究員、非常勤職員等の招聘、雇用等の伺いの決裁を取る。作業終了後に報告書等により、事実確認を行う。
- 5 管理担当は、業者がセンターに持ち込んだ物品について、品名・数量等を確認後、納品書に検収印を押印し、研究室に納品させる。
- 6 統括管理責任者は、競争的研究費の執行にあたり取引がある業者に対して、不正に関与しないこと等を明記した誓約書（様式第2号）を徴収する。ただし、以下の者に対しては取引実績と職員と業者の緊密な状況が生じ難く不正のリスクが低いことを考慮し、誓約書の徴収を免除する。
 - （1）競争入札の参加資格を有する者。
 - （2）取引の地域が広範囲にわたり、主に発注手段としてWebサイトを活用し、また、納品手段として運送業者を使用する者。

（情報発信・共有化の推進）

第10条 競争的研究費の使用に関するルール等について、センター内外からの相談を受け付ける窓口を企画連携担当に設置する。

（モニタリングの在り方）

第11条 競争的研究費の適正な管理・運営のためモニタリング及び内部監査を実施する。

- 2 モニタリングについては、支出状況の定期的な確認等、適正な管理・運営に向けた取り組みを実施する。
- 3 内部監査は、会計書類等の財務情報に関する監査を実施するものとし、企画連携担当及び管理担当が担当する。監査の対象は、前年度の契約実績の約10%を抽出したものと

し、会計書類の検査並びに購入物品の使用状況等に関する研究者からのヒアリングにより確認する。

- 4 モニタリング及び監査の結果、不正使用が疑われる場合は、監査員は速やかに最高管理責任者に報告する。

(不正使用に関する相談及び通報の窓口)

第12条 競争的研究費の不正に関する相談及び通報（以下「通報」という。）への迅速かつ適切な対応を行うため、企画連携担当に受付窓口を設置し、広く周知する。

- 2 通報があった場合は速やかに最高管理責任者に報告する。

(不正使用に関する調査)

第13条 最高管理責任者は、不正に関する報告を受けた場合には、通報の受け付けから30日以内に、通報の合理性を確認し調査の可否を判断するとともに、通報者及び当該事案に係る研究費の資金配分機関及び関係省庁（以下「配分機関」という。）に調査の可否を報告する。

- 2 最高管理責任者は、調査を実施することを決定した場合、不正調査委員会を設置し、事実関係の調査にあたらせる。
- 3 不正調査委員会の委員は、最高管理責任者が任命する職員を充てるほか、被通報者と直接利害関係を有しないセンター外の第三者を1名以上含めるものとする。
- 4 前項の規定に関わらず、調査対象となった研究に直接携わる者は、調査委員に含むことはできない。
- 5 不正調査委員会は、被通報者に対して調査開始を通知するとともに、必要に応じて当該研究費の使用の停止を命じることができる。
- 6 不正調査委員会は、調査の実施に被通報者による弁明の機会を設けなければならない。
- 7 不正調査委員会は、調査の実施にあたり、必要に応じて調査方針、調査方法等について当該資金配分機関及び関係省庁に報告し、又は協議するものとする。
- 8 不正調査委員会は、不正使用の有無及び不正の内容等について認定し、ただちに最高管理責任者に報告する。
- 9 最高管理責任者は、前項に定める報告に基づき、通報者及び被通報者に調査結果を通知する。

(異議通報)

第14条 不正使用に関する通報者及び被通報者は、調査結果の通知の日の翌日から起算して14日以内に、最高管理責任者に対して異議通報をすることができる。

- 2 最高管理責任者は、異議通報を受けて、不正調査委員会に対し再調査を指示することができる。この場合、不正調査委員を新たに任命することができる。
- 3 不正調査委員会は、前項の指示を受けた場合、直ちに再調査を行い、その結果を直ちに最高管理責任者に報告する。
- 4 最高管理責任者は、再調査を実施しないことを決定した場合は、その旨を理由とともに異議通報をした者に通知する。

- 5 異議通報をした者は、前二項に定める通知及び決定に対して、再度異議通報をすることはできない。

(配分機関への報告)

第15条 最高管理責任者は、前二条に定めた調査結果に基づき、不正に関する通報の受け付けから210日以内に、不正の発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費の管理・監査体制の状況、再発防止策等を含む最終報告書(様式第3号)を作成し、配分機関に提出する。また、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に報告する。

- 2 最高管理責任者は、調査の終了前であっても、不正の事実が一部でも不正調査委員会によって確認された場合には、配分機関へ報告するものとする。
- 3 最高管理責任者は、配分機関から求めがあった場合には、調査の終了前であっても、調査の進捗状況及び中間報告を提出する。
- 4 当該事案に係る資料の提出または閲覧、現地調査には、調査に支障がある等正当な理由がある場合を除き、応じなければならない。

(不正使用に関する措置)

第16条 最高管理責任者は、不正使用が認定された場合、当該競争的研究費の使用の中止を命じる。

- 2 最高管理責任者は、前条に定める報告の結果、配分機関より当該競争的研究費の返還要請を受けた場合、対象研究者などに当該額を返還させなければならない。

(処分)

第17条 最高管理責任者は、不正使用に関与した者について、大分県に対してその旨を報告しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、前項の報告により決定した、不正に関与した者に対する処分内容について、直ちに配分機関に報告する。
- 3 不正行為に関与した業者に関しては、大分県の規則等に基づき、指名停止等の処分を行うものとする。

(公表)

第18条 最高管理責任者は、不正使用が認定された場合、遅滞なく調査結果を公表するものとする。

- 2 前項に定める公表の内容は、次の各号に定めるものが含まれるものとする。
 - (1) 不正に関与した者の氏名及び所属
 - (2) 不正の内容
 - (3) 公表時までに行った措置の内容
 - (4) 不正調査委員の氏名及び所属
 - (5) 調査の方法及び手順
- 3 前項の定めに関わらず、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名、所属などを非公表とすることができる。

(守秘義務)

第19条 不正調査委員その他この規程に基づき不正使用の調査に関係した者は、通報、被通報者その他調査に協力した者の名誉及びプライバシーを侵害することのないよう、その職務に関し知り得た情報を他に漏らしてはならない。他所属に異動した場合並びに職員等でなくなった後も、同様とする。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、競争的研究費の不正使用の防止に関し必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(別表)

本規程での責任者	センター役職
最高管理責任者	センター長
統括管理責任者	次長（事務）
コンプライアンス推進責任者	企画連携担当総括
監事相当職	次長（技術）又は管理担当総括

|

誓約書

最高管理責任者 殿

私は、自身が関与する競争的研究費による研究課題の推進にあたり、文部科学省の公開しているコンプライアンス教育を受講し又は関連する資料を受領し、内容を理解した上で、以下の事項を確認しました。

1. 大分県産業科学技術センターの定める関連規程等や競争的研究費の配分機関の定めるルールを遵守すること
2. 競争的研究費の不正使用や研究上の不正行為を行わないこと
3. 関連規程等に違反して、不正使用や不正行為を行った場合は、大分県や競争的研究費の配分機関による処分及び法的な責任を負担すること

令和 年 月 日

所 属 _____
職 名 _____
氏 名（自署） _____

誓約書

大分県産業科学技術センター
センター長

殿

所在地
商号又は名称
取引責任者

印

大分県産業科学技術センターに係る入札の執行、契約の履行にあたっては関係諸規則を遵守し、以下の事項について誓約します。

- 1.大分県及び大分県産業科学技術センターの規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
- 2.大分県産業科学技術センターの内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
- 3.不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- 4.大分県産業科学技術センターの職員等から不正な行為の依頼等があった場合には、速やかに通報すること。

（配分機関 殿）

大分県産業科学技術センター
センター長 印

〇〇〇の不正等について（報告）

令和 年度（競争的資金等の名称）において〇〇〇が行われたことが判明しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 経緯・概要

2 調査

(1) 調査体制

- ・調査委員会の構成

(2) 調査内容

- ・調査期間
- ・調査対象
- ・調査方法・手順

3 調査結果

(1) 不正等の種別（架空請求〔預け金、カラ出張、カラ雇用〕、代替請求、捏造、改ざん、盗用等）

(2) 不正等に関与した研究者

- ・氏名（所属・職）
- ・研究者番号

（不正が捏造、改ざん、盗用の場合にあつては、特定不正行為があつたと認定した研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定した研究者（氏名（所属・職）、研究者番号）も記載）

(3) 不正等が行われた研究課題

- ・制度名・研究種目名
- ・研究期間
- ・研究課題名
- ・研究代表者氏名（所属・職）
- ・研究者番号
- ・交付決定額又は委託契約額（単位：円）

令和 年度： 円

令和 年度： 円

令和 年度： 円

・研究組織（研究分担者氏名（所属・職・研究者番号））

(4) 不正等の具体的な内容（※可能な限り詳細に記載すること。）

・動機・背景

・手法

・不正等に支出された競争的資金等の額及びその使途

・私的流用の有無

(5) 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

(6) 不正等に支出された競争的資金等の額（該当する研究課題ごとに該当する年度分作成）

令和 年度（内訳）

（単位：円）

費目	交付決定額又は委託契約額	実績報告額	適正使用額	不正使用・不適切使用額
物品費				
旅費				
謝金等				
その他				
直接経費計				
間接経費				
合計				

※ 該当する研究課題ごとに該当する年度分作成

4 これまで行った措置の内容

（競争的資金等の執行停止等の措置、関係者の処分、論文等の取下げ勧告等）

5 不正等の発生要因と再発防止策

(1) 不正等が行われた当時の競争的資金等の管理・監査体制

(2) 発生要因

(3) 再発防止策

6 添付書類一覧

（例：交付申請書、交付決定通知書又は委託契約書、収支決算報告書、確定通知書、競争的資金等の受取口座の写し、その他参考資料（証憑類等）等）